

株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備に関する論点

の検討

第1 株主提案権の濫用的な行使の制限の要否

株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置を整備するものとするかどうか。

（補足説明）

株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置を整備するものとするを提案するものである。

昭和56年商法改正により導入された株主提案権の制度の趣旨は、株主の疎外感を払拭し、経営者と株主との間又は株主相互間のコミュニケーションを良くして、開かれた株式会社を実現しようとするものである。しかし、近時、株式会社を困惑させる目的で議案が提案されたり、一人の株主により膨大な数の議案が提案されるなど、株主提案権が濫用的に行使される事例が見られる。株主提案権が濫用的に行使されることにより、株主総会における審議の時間等が無駄に割かれ、株主総会の意思決定機関としての機能が害されることや、株式会社における検討や招集通知の印刷等に要するコストが増加するということが弊害として指摘されている。

一定の場合には株主提案権の行使が権利濫用に該当することを認めた裁判例（東京高判平成27年5月19日金判1473号26頁）も見られるが、どのような場合に株主提案権の行使が権利濫用に該当すると認められるかは必ずしも明確でなく、実務上、株主提案権が行使された場合には、株式会社が株主提案権の行使を権利濫用に該当すると判断することは難しいと指摘されている。

そこで、株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置として、株主が提案することができる議案の数を制限することや、株主による不適切な内容の議案の提案を制限することが考えられる。

第2 株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置

1 株主が提案することができる議案の数の制限

取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案（役員及び会計監査人の選任又は解任に関する議案を除く。）の数は、[10]を超えることができないものとするかどうか。

（注1）仮に、取締役会設置会社において、会社法第305条第1項の議案の数を制限する場合には、株主が関連性のない多数の条項を追加する定款変更議案を一つの議案として提案したときにおける当該定款変更議案の数え方について、どのように

考えるか。

(注2) 提案することができる議案の数については、仮のものとして [] を付している。

(補足説明)

1 本文は、取締役会設置会社においては、議案要領通知請求権（会社法第305条第1項）に基づき株主が同一の株主総会に提案することができる議案の数は、[10]を超えることができないものとするを提案するものである。

(1) 議案の数を制限することの要否

会社法上、株主が同一の株主総会に提案することができる議案の数には制限がない。しかし、一人の株主が同一の株主総会に多数の議案を提案する場合には、前記第1（補足説明）のとおり、株主総会における審議の時間等が無駄に割かれ、株主総会の意思決定機関としての機能が害されたり、株式会社における検討や招集通知の印刷等に要するコストが増加したりするという弊害が生ずることとなる。このような株主提案権の行使について、近時の裁判例は、株主が提案した議案の数を権利濫用の考慮要素の一つとしているが、議案の数が多数であることのみをもって権利濫用に該当するとまでは判断していない。しかし、株主提案に係る議案の内容のいかんにかかわらず、一人の株主が多数の議案を提案することによって、前記のような弊害が生ずることに鑑みれば、株主が同一の株主総会に提案することができる議案の数を制限することが考えられる。

(2) 議案の数の制限の例外

本文は、役員及び会計監査人（以下「役員等」という。）の選任又は解任に関する議案については、議案要領通知請求権に基づき株主が同一の株主総会に提案することができる議案の数の制限の例外とすることを提案するものである。役員等の選任又は解任に関する議案は、一候補一議案であると解されることから、役員等の員数に応じて株主が提案することができるようにしておくことが合理的であり、議案の数の制限の例外とすると必要があると考えられる。なお、役員等の選任については定款で定める員数を超えることはできず、また、役員等の解任については現任の役員等の員数を超えることはないと考えられるため、役員等の選任又は解任に関する議案については、議案要領通知請求権に基づき株主が同一の株主総会に提案することができる議案の数を制限する必要性は高くはないとも考えられる。

(3) 提案することができる議案の数

本文は、取締役会設置会社において、議案要領通知請求権に基づき各株主が単独で又は他の株主と共同して同一の株主総会に提案することができる議案の数について、近時、提案数が多いとされる電力会社に対する運動型株主の提案に係る議案の数であっても、各提案株主につき多くても10程度にとどまっていることや、株主が同一の株主総会に議案を何十も提案する必要がある場合はまれであることを踏まえ、役員等の選任又は解任に関するものを除き、合計で[10]を超えることができないものとするを提案するものである。

本文の提案は、株主が議案要領通知請求権に基づき[10]を超える議案を提案した場合には、当該株主がその行使期限までに[10]以下に当該提案に係る議案の数を減らさない

限り、当該提案自体が不適法であり、全体として無効となることを前提としている。

また、本文の提案は、議案要領通知請求権の行使要件を満たす株主は、その有する議決権の割合又は個数にかかわらず、[10]を超える議案を提案することができないことを前提としている。例えば、総株主の議決権の1パーセントの議決権を有する株主であれば、議案要領通知請求権を行使することができるが（会社法第305条第1項）、株主が総株主の議決権の2パーセントの議決権を有する場合であっても、当該株主が[10]を超えて[20]の議案を提案することができることとなるものではない。

さらに、議案要領通知請求権は複数の株主により共同して行使される場合があるが、本文の提案は、各株主が単独で又は他の株主と共同して提案することができる議案の数を合計で[10]を超えることができないことを前提としている。例えば、複数の株主が全員で共同して議案要領通知請求権を行使し、[10]の議案を提出しようとする場合には、当該複数の株主の総数にかかわらず、全員で[10]までしか議案を提案することができないこととなり、当該各株主は、それ以上の議案を提案することができなくなる。

- 2 （注1）は、仮に、取締役会設置会社において、議案要領通知請求権に基づき株主が同一の株主総会に提案することができる議案の数を制限する場合には、株主が関連性のない多数の条項を追加する定款変更議案を一つの議案として提案したときにおける当該定款変更議案の数え方について、どのように考えるかを問うものである。

定款変更議案の数え方については、現在の株主総会の実務を前提とすれば、関連性のない多数の条項を追加する定款変更議案であっても、株主が当該議案を分けて提案しなければ、形式的には当該議案の数は一つであると考えられる。しかし、株主が提案することができる議案の数を制限する前記1（補足説明）の趣旨を踏まえれば、株主がこのような定款変更議案を提案した場合には、定款変更の内容の固まりごとに複数の議案が存在すると考えることもでき、そのように考える場合には、定款変更の内容の固まりごとの複数の議案に議案の数の制限が及ぶと考えられる。

もともと、当該定款変更議案を一つと考える場合であっても、株式会社において、株主提案に係る議案の提案の理由について字数制限を設けているときは（会社法施行規則第93条第1項括弧書き）、このような定款変更議案を一つであると考えることにより、提案の理由の字数制限を及ぼすことができ、さらに、当該議案のみを審議して賛否を問えば足りることとなるので、会社側の負担が必ずしも重くなるわけではないとも考えられる。

また、定款変更の内容の固まりごとに複数の議案が存在すると考える場合には、会社提案に係る定款変更議案についても定款変更の内容の固まりごとに複数の議案が存在すると考える余地もあり、その場合には、株式会社も内容の異なる複数の定款変更を一つの定款変更議案にまとめることができなくなるとも考えられるため、定款変更議案の数え方については、そのような取扱いが株主総会の実務に与える影響を踏まえつつ、検討する必要がある。

さらに、このような議案の数の制限を潜脱しようとする株主提案権の行使については、当該議案の数の制限が及ばなかったとしても、仮に、後記本文2の立法による措置を講ずることとする場合には、株主が提案した定款変更議案の内容やその行使の態様等によっては、当該措置により制限することができるとも考えられる。

- 3 本文は、議題提案権（会社法第303条）に基づき株主が同一の株主総会に提案すること

ができる議題の数及び議場における議案提案権（同法第304条）に基づき株主が提案することができる議案の数については制限しないものとするを提案するものである。

議題提案権については、①現行法上、株主の基本的権利であるとして、実質的に同一の議案の制限（会社法第304条ただし書、第305条第4項）と同様の制限が設けられなかったことや、②実務上、株主提案権の濫用的な行使が問題となっている株主総会参考書類を交付等しなければならない株式会社においては、株主が議題提案権を行使した場合において、議題に対応する議案の要領（同法第305条）を追加しなかったときは、株式会社はその株主の提案を拒否することができることと解されていることを踏まえ、議題提案権に基づき株主が同一の株主総会に提案することができる議題の数を制限することは、相当でなく、また、その必要性が高くないと考えられる。なお、株主総会参考書類を交付等することを要しない株式会社においては、株主は議題提案権のみを行使することができることと解されていることから、株主総会前に多数の議題を提案しておき、株主総会当日に議場において多数の議題に対応する議案を提案することができるという問題が生ずるおそれがある。しかし、この問題については、前記のとおり、①現行法上、議題提案権は、株主の基本的権利であるとして、実質的に同一の議案の制限と同様の制限が設けられなかったことや、②実務上、株主総会参考書類を交付等しなければならない株式会社において株主提案権の濫用的な行使が問題となっていること、さらに、③議場における議案提案権の行使の態様等によっては、その議案や修正動議を取り上げなければならないものではないと解されていることなどを踏まえ、このような例外的な場合のみを想定して、株主が同一の株主総会において提案することができる議題の数を制限することは、相当でなく、また、その必要性が高くないと考えられる。

また、議場における議案提案権については、①取締役会設置会社においては、株主総会は、招集通知に記載された目的事項以外の事項については、決議をすることができないこと（同法第309条第5項）や、②議案の修正動議の範囲も目的事項から一般的に予見することができる範囲を超えることはできないと解されていること、③前記のとおり、議場における議案提案権の行使の態様等によっては、その議案や修正動議を取り上げなければならないものではないと解されていることを踏まえ、議場における議案提案権に基づき株主が同一の株主総会に提案することができる議案の数を制限することは、その必要性が高くないと考えられる。

- 4 本文は、議案要領通知請求権（会社法第305条）のうち、取締役会設置会社以外の株式会社（以下「非取締役会設置会社」という。）における議案要領通知請求に基づき株主が提案することができる議案の数については制限しないものとするを提案するものである。

非取締役会設置会社の場合には、株主総会は会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができること（同法第295条第1項）や、議題提案権の行使の期限が定められておらず（同法第303条第1項）、株主は株主総会の議場において新たな議題及び議案を追加することができることからすれば、非取締役会設置会社において株主が株主総会に提案することができる議案の数を制限することは相当でないと考えられる。

2 不適切な内容の提案の制限

会社法第304条及び第305条の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しないものとするので、どうか。

- ① 株主が専ら人の名誉を侵害し、又は人を侮辱する目的で同法第304条の規定による議案の提出及び同法第305条の規定による請求（以下第2の2において「株主提案」という。）を行ったとき。
- ② 株主が専ら人を困惑させる目的で株主提案を行ったとき。
- ③ [株主が株主総会の適切な運営を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で株主提案を行ったとき。/株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるとき。]

（注）③については、択一的に提案するものとして [] を付している。

（補足説明）

- 1 本文は、①株主が専ら人の名誉を侵害し、又は人を侮辱する目的で株主提案を行った（議場における議案提案権（会社法第304条）及び議案要領通知請求権（同法第305条）を行使した）場合、②株主が専ら人を困惑させる目的で株主提案を行った場合、③[株主が株主総会の適切な運営を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で株主提案を行った場合/株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがある場合]には、当該株主は株主提案を行うことができないものとするを提案するものである。

- (1) 不適切な内容の提案を制限することの要否

会社法上、株主提案の内容の規制は、法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき総株主の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合（会社法第304条ただし書、第305条第4項）に関する規定のみである。提案の理由は、明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合には、株主総会参考書類に記載する必要がないこととされている（会社法施行規則第93条第1項第3号括弧書き）。

近時の裁判例は、株主提案権の行使が、株式会社を困惑させる目的のためにされるなど、株主としての正当な目的を有するものでない場合等には、権利濫用として許されないとしている。しかし、前記第1（補足説明）のとおり、実務上は、株式会社が、株主提案権の行使が権利濫用に該当すると判断することは難しいと指摘されている。そこで、近時の株主提案権の濫用的な行使事例において見られるような不適切な内容の株主提案に対して一定の抑止効果を期待することができることや、前記本文1の株主が提案することができる議案の数の制限を潜脱しようとする株主提案権の行使を制限する必要があることなどを踏まえると、このような不適切な内容の提案について、株主は株主提案を行うことができないものとするのが考えられる。

- (2) 不適切な内容の提案の制限の対象となる株主提案権の範囲

本文は、議題提案権（会社法第303条）については、不適切な内容の提案を制限しないものとするを提案するものである。

議題提案権については、①現行法上、株主の基本的権利であるとして、実質的に同一の議案の制限（同法第304条ただし書、第305条第4項）と同様の制限が設けられな

ったことや、②実務上、株主提案権の濫用的な行使が問題となっている株主総会参考書類を交付等しなければならぬ株式会社において、株主が議題提案権を行使した場合において、議題に対応する議案の要領（同法第305条）を追加しなかったときは、株式会社はその株主の提案を拒否することができることと解されていることなどを踏まえると、議題提案権に基づく不適切な内容の提案を制限することは、相当でなく、また、その必要性が高くないと考えられる。

- 2 本文①は、株主が専ら人の名誉を侵害し、又は人を侮辱する目的で株主提案を行った場合に、当該株主提案を行うことができないものとするを提案するものである。

株主が専ら人の名誉を侵害し、又は人を侮辱する目的で株主提案を行った場合には、正当な権利行使といえないので、このような株主提案を制限することが考えられる。なお、名誉侵害や侮辱の対象となる「人」には、自然人及び法人その他の団体が含まれる。さらに、本文①の目的の有無については、株主名簿閲覧謄写請求権及び会計帳簿閲覧謄写請求権の拒絶事由（同法第125条第3項第2号、第433条第2項第2号）と同様に、客観的にみて人の名誉を侵害し、又は人を侮辱する事実があるかどうかを考慮要素になると考えられる。

- 3 本文②は、株主が専ら人を困惑させる目的で株主提案を行った場合に、当該株主提案を行うことができないものとするを提案するものである。

人の名誉侵害や侮辱に至らない場合であっても、株主が専ら人を困惑させる目的で株主提案を行ったときは、株主総会の活性化を図ることを目的とする株主提案権の制度の趣旨に反するのみならず、株主総会における審議の時間等が無駄に割かれ、株主総会の意思決定機関としての機能が害されることにもなることから、嫌がらせ的に株主提案権の制度を利用することを防止するために、このような株主提案を制限することが考えられる。なお、本文①と同様に、困惑の対象となる「人」には、自然人及び法人その他の団体が含まれる。さらに、本文②の目的の有無については、本文①の目的と同様に、客観的にみて人を困惑させる事実があるかどうかを考慮要素になると考えられる。

- 4 本文③は、株主が株主総会の適切な運営を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で株主提案を行った場合に、当該株主提案を行うことができないものとし、又は株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがある場合に、当該株主提案を行うことができないものとするのいずれかを択一的に提案するものである。

株主提案権は株主総会において行使されるものとして、株主総会の適切な運営との関係において制約を受けると考えられることから、株主が株主総会の適切な運営を妨げる目的で株主提案を行った場合又は株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられるおそれがある場合には、株主総会の活性化を図ることを目的とする株主提案権の制度の趣旨に反するのみならず、株主総会における審議の時間等が無駄に割かれ、株主総会の意思決定機関としての機能が害されるなど、株主の共同の利益が害されることにもなるので、このような株主提案を制限することが考えられる。

なお、会社法上、「株主の共同の利益」という文言は、株主名簿の閲覧謄写請求の拒絶事由（同法第125条第3項第2号）、取締役の説明義務の拒絶事由（同法第314条ただし書）、会計帳簿の閲覧謄写請求の拒絶事由（同法第433条第2項第2号）において使用されているが、「株主の共同の利益」の意義はそれぞれの規定によって異なる。例えば、株主名簿の関

覧膳写請求の拒絶事由については、会社の業務の運営又は株主共同の利益を害するために行使用することは、権利を濫用したものとして認められず、不必要に相次いで閲覧等を求めるような場合が当該拒絶事由に当たると解されていることから、本文③においては、当該拒絶事由に類するものとして「株主の共同の利益」という文言を使用している。

また、仮に、本文③を株主が株主総会の適切な運営を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で株主提案を行ったときという要件とする場合であっても、当該目的の有無については、本文①の目的と同様に、客観的にみて株主が株主総会の適切な運営を妨げ、株主の共同の利益を害する事実があるかどうかを考慮要素になると考えられる。もっとも、仮に、本文③をこのような要件とする場合には、株主の主観的意図の有無を株式会社側において判断することや立証することが困難であるという指摘等も考えられることを踏まえ、本文③を株主提案により株主総会の適切な運営を妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるときという要件とすることを択一的に提案するものである。本文③のこの要件は、株式会社側において、株主提案により株主総会の適切な運営を妨げられ、株主の共同の利益が害される前に株主提案を拒絶することができるようにする必要があることから、株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が害される「おそれ」があれば足りるものとしている。もっとも、株式会社側で、株主提案によりその「おそれ」があると安易に判断し、株主提案を拒否することができるようになってしまうことは、株主提案を過度に制限してしまう懸念もあることなどを踏まえ、株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が単に害されるおそれがあるだけでは足りず、「著しく」害されるおそれがあることを要求するものである。

第3 その他

1 株主提案権の行使要件の見直しの要否

取締役会設置会社における株主の株主提案権の行使要件のうち、300個以上の議決権という要件（会社法第303条第2項、第305条第1項ただし書）を引き上げるべきかどうかについて、どのように考えるか。

（補足説明）

取締役会設置会社における株主の株主提案権の行使要件のうち、300個以上の議決権という要件（会社法第303条第2項、第305条第1項ただし書）を引き上げるべきかどうかについて、どのように考えるかを問うものである。

取締役会設置会社においては、「総株主の議決権の100分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権又は300個（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その個数）以上の議決権」を「6箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する」（公開会社でない取締役会設置会社については、「有する」）株主に限り、株主提案権を行使することができる（同法第303条第1項、第2項、第305条第1項、第2項）。近時の株主提案権の濫用的な行使事例や株主提案権が導入された昭和56年当時と比較して投資単位（一売買単位当たりの価格）が減少していることを踏まえ、株主提案権を行使することができる株主の範囲が広くなり得ることが懸念されてお

り、株主提案権の行使要件のうち、300個以上の議決権という要件を引き上げるべきであるという指摘がされている。

しかし、300個以上の議決権という絶対的基準が設けられた趣旨が、議決権割合の相対的基準のみでは、株主が多数存在する大規模な会社において個人株主が株主提案権を行使することが困難になってしまうことにあることに鑑みると、300個以上の議決権という要件を引き上げることは、その趣旨に反し、株主が多数存在する大規模な会社における個人株主による株主提案権の行使を過度に制限してしまうことになるおそれがある。また、300個以上の議決権という要件が、近時の株主提案権の濫用的な行使事例を生じさせた原因であるかは明らかでないことから、当該要件を引き上げるべきか否かについて、株主提案権の濫用的な行使を制限する観点から検討することは相当でないと考えられる。さらに、前記本文第2の株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置を整備することとした場合には、近時の株主提案権の濫用的な行使事例の問題は相当程度解消すると考えられる。我が国においては、株主提案に係る議案が付議された上場会社の数は、増加傾向にあるものの、平成27年7月から平成28年6月までの間の株主総会を対象とした調査においても、50社程度にとどまっており、依然としてその数は少ないことから、株主提案権の行使を制限することには慎重であるべきであるという指摘もされている。

したがって、取締役会設置会社における株主の株主提案権の行使要件のうち、300個以上の議決権という要件を引き上げることが適切か否かについては、慎重な検討を要する。

2 株主提案権の行使期限の前倒しの要否

株主総会の日の8週間前までという株主提案権の行使期限（会社法第303条第2項、第305条第1項）を前倒しすべきかどうかについて、どのように考えるか。

（補足説明）

株主総会の日の8週間前までという株主提案権の行使期限（会社法第303条第2項、第305条第1項）を前倒しすべきかどうかについて、どのように考えるかを問うものである。

会社法上、株主提案権は株主総会の日の8週間前までに行使しなければならないとされている（同法第303条第2項、第305条第1項）ところ、株主提案権が適法に行使された場合には、株主の提案に係る議案の要領を招集通知に記載し、又は記録しなければならない（同法第305条第1項）、株主総会参考書類を交付等しなければならない株式会社においては、株主総会参考書類に株主の提案に係る議案及び提案の理由等を記載しなければならないとされている（会社法施行規則第73条第1項第1号、第93条第1項）。したがって、株式会社は、株主提案権の行使の有無等を確認した後、すなわち、株主総会の日の8週間前までである株主提案権の行使期限後でなければ、招集通知を発送することができないと考えられる。また、仮に、株主提案権が行使された場合には、実務上、株式会社は、株主総会の日の8週間前までである株主提案権の行使期限後、更にその適法性を検討し、議案を作成することなどに要する期間が経過した後でなければ、招集通知を発送することができないと考えられる。

実務上、多くの株式会社は、定款において事業年度末を定時株主総会における議決権行使の

基準日として定めているところ、3月決算の株式会社においては、6月下旬に定時株主総会が開催される。このような現在の実務を前提として、招集通知を法定の期限よりも早期に発送している上場会社等においては、招集通知を印刷し、封入することなどに要する期間のみならず、株主提案権の行使を受けた後に適法性を検討し、議案を作成することなどに要する期間も考慮すると、株主提案権の行使の期限である株主総会の日から8週間前から招集通知の発送までの期間が短くなるので、株主提案権の行使の期限を前倒しすべきであるという指摘がある。

しかし、例えば、定時株主総会を6月より後に開催する場合には、計算書類等の作成や監査に必要な期間に時間的な余裕が生ずる結果として、株主提案権の行使の適法性の検討等に要する期間にも時間的な余裕が生ずることとなると考えられる。また、前記本文第2の株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置を整備することとした場合には、株主が提案することができる議案の数が制限されることなどから、株主提案権の行使の適法性の検討等に要する期間も短縮することができることとなると考えられる。

さらに、株主は、株主提案権の行使時に株主総会の日を正確には知らないのが通常であるので、8週間前を更に前倒した場合には、株主提案権の行使期限が更に早まることとなり、株主提案権を行使する株主にとっては、株主総会における会社提案の内容や行使期限の具体的な時点を予測すること及び株主総会に近接した時期まで会社の状況を見極めた上その状況に応じて株主提案権を行使することが一層困難になるおそれがあるから、株主側の利益にも配慮する必要があると考えられる。

したがって、株主総会の日から8週間前までという株主提案権の行使期限を前倒しすることが適切か否かについては、慎重な検討を要する。